

# 学校選択制度について【特認校制度・特定地域隣接校選択制度】

豊橋市では、学校規模の適正化を図るために2種類の学校選択制度を行っています。

## ☀ 制度内容

### ■特認校制度

対象校：下条小学校、嵩山小学校、賀茂小学校

内 容：特色ある教育を行っている児童数が100人未満の学校に、市内のどこからでも通学できる制度です。

### ■特定地域隣接校選択制度

対象校：吉田方小学校、岩田小学校※1、幸小学校

内 容：過大規模校解消のため、対象地域（裏面参照）に住む方が、通学する学校を選択できる制度です。

## ☀ 対象児童

■特認校制度 1年以上通学でき、保護者の責任のもとで登下校ができる児童で、希望小学校の校長との面談の結果入学を認められた児童

■特定地域隣接校選択制度 対象地域（裏面参照）に転居してきた児童。

## ☀ 手続き方法

制度を利用される方は、印鑑・身分が証明できるものを持参し、学校教育課にて申請書に記入をしてください。

## ☀ その他

申請をすれば、特認校・選択校（卒業した小学校）の指定中学校へ進学できます。

## ※1 岩田小学校区の特定地域隣接校選択制度の廃止について

岩田小学校の過大規模化が解消されたため、平成26年3月31日をもって、岩田小学校区の中岩田三丁目と北岩田二丁目で開催している特定地域隣接校選択制度を廃止しました。

なお、平成26年3月31日現在、選択制度を利用して豊・多米小学校に在籍している児童やその弟・妹などは、引き続き選択制度を利用できる経過措置がありますので、詳しくは教育委員会にご相談ください。



### ■問合先■

豊橋市教育委員会（豊橋市役所東館11階）

- ・ 制度については、教育政策課 電話：(0532)51-2819
- ・ 手続きについては、学校教育課 電話：(0532)51-2817

■ 特定地域隣接校選択制度を利用できる対象地域

指定の学校	対象地域	選択できる学校
吉田方小学校	菰口町一丁目～六丁目、野田町 花田町字荒木 1 番地～35 番地 花田町字中ノ坪 1 番地～28 番地 新栄町字東小向 1 番地～36 番地、66 番地～68 番地	松葉小学校
	新栄町字東小向 1 番地～36 番地、66 番地～68 番地を除く 小向町字内田、字西小向 40 番地～57 番地、字北小向 107 番地～152 番地	花田小学校
岩田小学校※1 (H26.3.31 まで)	中岩田三丁目	豊小学校
	北岩田二丁目	多米小学校
幸小学校	高田町 浜道町字百々池 (西幸町総代区域に属する部) 45 番地の 8、30、32、36、50～53、56～58、60、61、63、 65～80、83～88、90、92、93、95、98～102、106～110、 118～112、126、132～143 藤並町字藤並 (主要地方道東三河環状線以南) 1 番地の 1、6、11～13、16～23、35、3 番地の 1、5、8、 4 番地の 2～3、5 番地の 1～2、7 番地の 1、12 番地の 3、 13 番地の 1～2、14 番地、15 番地の 1、16 番地の 1～2、5、 17 番地の 1、4、18 番地の 2、21 番地の 1、22 番地の 1、 26 番地の 1、29 番地の 1、30 番地の 1、33 番地の 1、34 番地の 1、37 番地の 1、38 番地、39 番地、40 番地の 1～2、 41 番地、42 番地、43 番地の 1、44 番地の 1～3、45 番地 1～4、46 番地の 1、47 番地の 1、48 番地、49 番地、50 番地の 3、51 番地の 3～4、52 番地、53 番地、54 番地、 55 番地の 1～3、56 番地の 1～12、58 番地、59 番地、60 番地の 1～8、12、16、61 番地の 1～3、62 番地の 1、3～5、 8、9、63 番地の 1～2、64 番地、65 番地の 1～2、66 番地 1～6、67 番地の 1～3、68 番地の 1～4、69 番地、70 番地、 71 番地、72 番地の 3、6、7、73 番地の 16、18、23、30 ～33 藤並町字摩耶、藤並町字相生、藤並町字新相生、 藤並町字井島、藤並町字新井島、藤並町字八反田、 藤並町字大沢	天伯小学校